

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人愛恵会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月26日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、積極的に取り組み、概ね改善が図られていた。
- ・ 会計面については、一部不備が見受けられたので、専門家の支援を活用するなどして改善を図りたい。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>平成30年12月4日開催の平成30年度第3回理事会において、理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況を報告しました。</p>
<p>2 社会福祉事業から公益事業への事業区分間貸付金が年度内に補てんされていなかった。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業へ一時繰替使用することは差し支えないが、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんすること。</p> <p>(老発第188号第2の3(4)、第3の1)</p>	<p>今後このような事例が発生しないよう適切に処理します。</p>
<p>3 建物と建物附属設備について、以下のような状況が見受けられた。</p> <p>① 注記7「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」で、建物附属設備を建物と分けて記載していたため、建物附属設備を建物に含めて計上している貸借対照表</p>	<p>今後不一致が生じないよう適切に処理します。</p>

	<p>と一致していなかった。 ついては、注記の記載について、貸借対照表と不一致の生じないようにすること。</p> <p>(運用上の取扱い別紙1、別紙2)</p> <p>② 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書に建物附属設備を建物と分けて記載していたため、建物附属設備を建物に含めて計上している貸借対照表と一致していなかった。</p> <p>ついては、運用上の取扱いの様式どおり、建物附属設備を建物に含めて計上すること。</p> <p>(運用上の取扱い25(1)、(2)イ)</p>	
--	--	--